

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供いたします。（対象期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）

- 派遣労働者の数：2,283 名（2025 年 3 月 31 日時点）
- 派遣先事業所数：1,867 件
- 1 日 8 時間あたりの労働者派遣料金の平均額：20,628 円（小数点以下四捨五入）
- 1 日 8 時間あたりの派遣労働者の賃金の平均額：14,515 円（小数点以下四捨五入）
- マージン率の平均：29.6%（小数点以下一位未満四捨五入）

※
マージン率＝
$$\frac{\text{労働者派遣料金平均額} - \text{派遣労働者賃金平均額}}{\text{労働者派遣料金平均額}} \times 100$$

※マージンには社会保険料、福利厚生費、教育研修費、事業運営費等を含みます。

- 令和 7 年度 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定について
 - 労使協定を締結しているか否か：締結している（有効期間の終期：2026 年 3 月 31 日）
 - 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全派遣労働者
- 教育訓練に関する事項
 - キャリアアップに資する教育訓練

訓練の内容		対象	方法	費用	賃金
就業開始時研修	コンプライアンス研修等	雇用時	OFF-JT	無償	有給
年次研修	・テクニカルスキル：Excel、PowerPoint、RPA 等 ・ヒューマンスキル：コミュニケーションスキル、キャリア開発等 ・コンセプチュアルスキル：ロジカルシンキング、業務改善、数的思考等	就業中			

- キャリアコンサルティングの相談窓口

相談をご希望の場合は下記へご連絡ください。まずは日程調整を行います。

電話番号：0120-911-254

メール：ux-info@b-style.net

- 雇用安定措置を講じた人数：2,430 名（同一派遣労働者に複数の雇用安定を措置を講じたものを含む）
以上